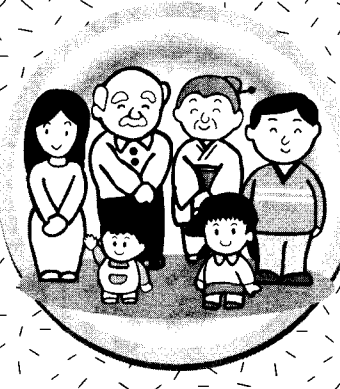




安心の広場

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット
理事長 森山 彰

福岡本部 福岡市中央区舞鶴3丁目6番23号
〒810-0073 サンハイツ舞鶴306号
TEL092-737-2345 FAX092-737-0500

筑紫出張所 筑紫野市二日市中央5丁目3番16号
〒818-0072 丸明ビル106号
TEL&FAX092-921-2130

久留米出張所 久留米市城南町16番5号
〒830-0022 二宮ビル103号
TEL&FAX0942-27-6122



目次	理事長 巻頭言 ————— 2頁	相談・学びコーナー ————— 7頁
	広場に寄せて ————— 3頁	会員・支援者の広場 ————— 8頁
	トピックス ————— 4頁	新会員獲得顕彰コーナー ——— 11頁
	プロジェクト関連 ————— 5頁	告知板(寄付者紹介等) ——— 11頁
	安心サポートネットの文化 — 7頁	

高齢者・障害者
安心サポートネット

特定非営利活動法人 福岡県認証16 生文第20号-5

地域共生社会に向け

市民後見人の数を飛躍的に増加させよう！

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット



一 今期
も、第七
波のコロ
ナ禍に異常

理事長 森山 彰

な猛暑や台風が加わったため、地域住民の皆さんを対象とする相談事件や事件受託事件は、低調に推移せざるを得なかった。しかし、

他方では、当法人目玉の後見人実務研修や各種プロジェクトの活動は活発に行われており、また、現在実施中の「久留米地区市民後見人育成研修」は、計画どおり順調に進んでいる。心強く頼もしい限りで、これも、一重に役員・会員が心を合わせて、御尽力願った結果であるから、心から敬意と謝意を表したい。

二 ところで、去る九月一日・二日、さわやか福祉財団が主催した「生きがい・

助け合いサミットin東京

（開催場所・プリンスホテル新高輪・国際館パミール）におけるパネル・ディスカッションに登壇者として招聘された。

会場参加者一五〇〇名、オンライン視聴者三〇〇〇人の大規模イベントである。小生が参加する分科会のテーマは、「身上保護中心の市民後見をどのように広めるか」である。司会は大森彌東大名誉教授、発表者は、全国で実力トップクラスの市民後見NPOの三の代表者、それに内閣官房梶野参事官が参加した。

三 そこで、小生の登壇者としての論旨は次のとおりで、次の四つのポイントの実践により、地域共生社会に向け、市民後見人を飛躍的に増加させる必要性を力説

した。

第一のポイントは、「地域後見」の理念の実践である。

当法人は、成年後見制度の利用低迷を打開するため、「全国津々浦々、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用し、安心して生活することのできる社会を構築しよう！その主役は「市民後見人！」とする地域後見の理念を提唱した。これに基づき当法人は、福岡市をはじめ各地域で十一回にわたる本格的な「市民後見人育成研修」を実施、約五〇〇名の市民後見人を誕生させ、その育成と活用に尽力してきた。

第二のポイントは、制度利用者のニーズに応えるため、「後見事務処理の範囲を法律行為だけに固執することなく、本人の身上に対応した適切な支援であれば、事実行為も含まれる」とする「**身上保護重視の後見**」の理念を提唱し、実践したことである。

この結果、「介護上の同意や医療上の同意、又は同行支援や見守り等の寄り添い

行為に幅広く対応して、身上保護の実効性の確保と信頼性の向上に大きく寄与することができた。

第三のポイントは、上述のような優れた資質を有する市民後見人を多数誕生させるには、どんな仕組みがふさわしいかである。

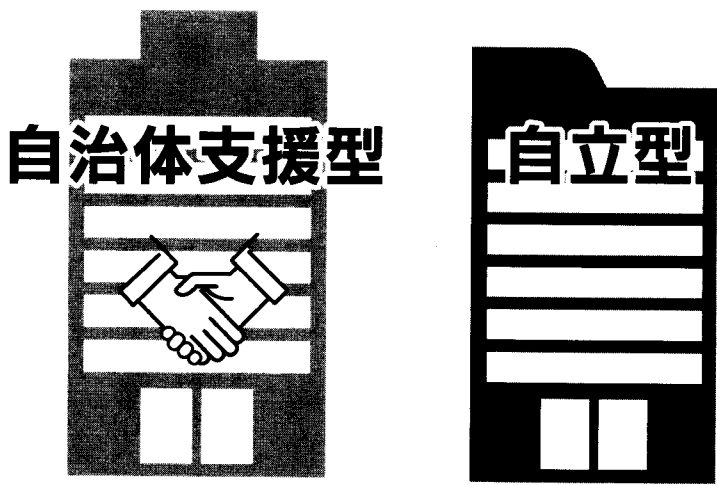
市民後見人の最小限の要件は、社会貢献に意欲があり、一定水準の市民後見人育成研修を履修した者である。その市民後見人には、大別して二種類がある。一つは、個人が家庭裁判所から後見人を受任する**市民後見人受任型**、もう一つは、法人が受任、市民後見人が事務処理をする**法人受任・市民後見人処理型**である。



前者は、平成二三年スタートの厚労省の市民後見推進事業に採用された仕組みであるが、バックアップのない市民後見人の事務処理には信頼が得られず、受任数は僅かに止まっている。これに対し、後者は、法人自体が後見人を受任し、その後見事務は市民後見人たる職務担当者が処理し、それを法人自体が指導監督する仕組みであるから、法人からの多様なバックアップを受ける上、永続性や弾力性等法人後見のメリットも享受できるので、市民後見人は後者の法人後見型が多数を占める。したがって、利用促進法第二期基本計画では、**後者の法人後見型の普及を主とし**、前者の個人後見型を従として推進するのが相当である。

第四のポイントは、市民後見人を全国に着実に広めるためには、現在どんな課題があり、それらをどのようにに解決すべきかである。

法人受任・市民後見人処理型として活動している法人は、現在、主として①社



会福祉協議会（以下「社協」という）と、②法人後見を事業目的とする市民後見NPOである。

①の社協には、社協自体が法人後見を担う直営方式と、社協とは別にNPOを設立して法人後見を行うNPO方式の二種類が見られる。直営は中・小規模の社協に多く、後見の取扱いが稀か又は容易な事件が中心で、処理能力が貧弱である。これに対し、NPO方式は大規模社協が中心で、処理能力は高く、住民の信頼も得ている。そこで、課題は直営方式における処理能力の

強化であるが、いろいろと制約があり、単独での強化は見通せない。複数の社協が共同して、NPOを立ち上げ、法人後見を実施するのが相当であろう。

これに対し、②の市民後見NPOには、自治体の財政支援を受ける支援型NPOと民間の自立型NPOがある。一般論では、双方とも事業運営に安定性と柔軟性があつて、複雑困難な事件の処理能力を有し、地域住民の信頼も得やすい。特に、自立型の市民後見NPOだと、当法人のように、あちこちで市民後見人育成研修を開催して、多数の市民後見人を誕生させ、又は特定地域に限定せず、自在に市民後見NPOを立ち上げて、市民後見人増加の基盤づくりができる。したがって、幅広く市民後見人を増加させる方策としては、自治体支援型より自立型市民後見NPOの方が優れている。ただし、課題としては、自立型市民後見NPOには、財政基盤が不安定だったり、処理能力が不十分だったり、成長未熟なNPOが多い。



これらの課題解決には、NPO自体のたゆまぬ努力が必要なのは勿論だが、地域共生社会の主役、多数の市民後見人の誕生を目指すことの重要性に鑑み、国、自治体及び関係団体は、自立型NPOの事業支援やNPO立ち上げ支援に取り組む必要がある、そのための助成金申請の仕組みも重要である。これらの仕組みづくりは一筋縄ではないが、急がば回れの話に從い、着実に有効な仕組みづくりが求められる。

広場に寄せて メンタルヘルスを上手にやろう



熊本県立大学
名誉教授
石橋 敏郎

身内の恥をさらすようであるが、熊本県では、今年に入つて、権利擁護事業に従事する専門職の不祥事が相次いでいる。四月には、後見人であつた弁護士が、被後見人の口座から約五千万円を引き出し、競馬に使つてしまった事実が発覚した。五月には、K市の保護課の女性ケースワーカーが、被保護者の高齢女性から保護費の一部をだまし取つたとして逮捕されている。九月には、Y市社協の職員が、地域福祉権利擁護事業の利用者の口座から現金を不正に引き出していた事実が判明した。専門職に対する信頼を裏切る行為で誠に残念である。専門職としての倫理意識の欠如に関して

は弁解の余地はないが、しかし、こうした事件の背景には、仕事上のストレスも原因しているのではないかという指摘も多い。

私は、福祉職の研修では、「福祉の仕事は難しいが、しかし、やりがいのある仕事である」という内容の話をし、最後に必ず「メンタルヘルスに心がけよう」と呼びかけている。「難しい」という理由は、①利用者の生命や財産を預かる仕事なので絶対にまちがいが許されない、②人間を相手にする仕事なので、利用者や家族のためを思つてやつても、相手はそう思つてくれないことがあるという二点である。

②については具体的な例をあげて説明しよう。ボランティアがひとり暮らしのおばあちゃんから、百円を渡され、「これでほうれん草を買ってきて」と頼まれたそうである。市場に行つてみるとほうれん草は二百円に値上がりしていた。さてどうするか。Aさんは、自分で百円足して二百円で買って帰り、百円足りなかったことを告げると、

「二百円もしたのならいらなかった」といわれたそうである。Bさんは、買わずに帰り、「値上がりしていたから買ってこなかった」というと、「あなたも気のきかない人ね。百円くらい追加で払ったのに」といわれたそうである。この二人にとっては、おばあちゃんが好きだろうと思つてよくよく考えてやつた行動なのに、結果的には、うらまれてしまったという経験談である。後見人の仕事もこれと似たところがある。利用者やその家族は、心身の状態や経済的状态に困難を抱えている人が多い。それを十分に理解し、利用者や家族と相談のうえで了解を得て行ったことなのに、あとになって不満をいわれたりすることは往々にしてありうることである。「利用者のためを思つてやったことなのに」と悲しい気持ちになった経験は誰しももっている。利用者と毎日接している福祉職の人にとってはなおさらのことであろう。最近、福祉職のなかに、精神的に不安定になり休職や離職する人が増えているのも、こ

うしたストレスが関係しているときみなくてはならない。だから、人間を相手にする仕事では、自分の士気を維持するための気分転換の工夫、すなわちメンタルヘルスが重要になってくるのである。話は変わるが、八月になって、成年後見制度に関する民法改正の議論が始まったことが報じられた。認知症高齢者の増加に比べて成年後見制度の利用が伸び悩んでいる事態を受けて、もっと「使い勝手」の良い仕組みに変えようという趣旨である。後見人の選任や利用期間、報酬の基準などの点での改正が行われる予定であるが、そこには、ここ数年続いている専門職後見人の不祥事や対応態度に対する反省の意も込められている。専門職のなかには、利用者や家族の意向を無視して、「管理的」思考で仕事をしているような人がいるという批判も寄せられている。いまや、利用者や家族の多様な価値観やこれまでの生活を尊重した柔軟な対応が求められている。個人の意思や望む生活を尊重

した対応、これこそ、まさに市民後見人の特徴ではないか。ときには行き違いや思わぬ言動を浴びせられることもある。だからこそ、個々人のメンタルヘルスが仕事継続の重要な要素になってくるのである。

トピックス

活気に満ちた
受講生

『久留米地区・市民後見人育成研修』 開催中

第七波コロナ禍の中、心配もありましたが、長い間の懸案だった久留米地区の市民後見人育成研修が、令和四年七月三十一日(日)からスタート、十二月三十一日(日)間の一〇日間、総研修時間・五〇時間で開催中です。

開講式では、森山理事長から『本研修により、久留米

地区に多数の市民後見人が誕生し、地域住民の皆さんのニーズ応じることが、大いに地域福祉の向上に資するので、受講生の皆さんは、その期待に添うよう頑張つて下さい』と挨拶があり、受講生三五名全員が決意もあらたに研修に臨みました。

本研修では、充実したカリキュラムが組み込まれ、講師陣も、優れた専門家や実務家で構成されています。現在、研修も終盤に差し掛かうとしており、今後はゼミナールの科目が中心となります。このゼミナールは、三



単位、計三時間設けられ、受講生は三班に分かれ、担当を決めてゼミナール問題を、検討し、班の全員が、ディスカッションして解決案を導く方式です。このゼミナールの段階になると、受講生は真剣なまなざしで熱を帯びてきます。出席率は極めて高く、この熱心な受講生が研鑽を積み、市民後見人の多数の輩出を願っております。

この研修が終わると、当法人の基本理念である、『判断

全国に当法人の基本情報を 公開するホームページ

NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット

<http://anshin-net.jp/>

eメール: 8xv7v4@bma.biglobe.ne.jp

能力の不十分な高齢者や障害者が、何時でも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることのできる地域社会をつくるう！』という『地域後見』の主役の『市民後見人』が誕生しますが、その主役の皆さんがどのように、地域後見を実践していくかが楽しみです。大いに期待しています。

安心サポートネット基金 を充実しよう！

困窮している障害者後見の充実や任意後見移行型の普及等成年後見制度の活性化が目的。

是非とも、基金への拠出にご尽力願います。

安心サポート ネット基金

第4回

運営審議会
開催される

令和四年八月二二日、アークホテル・ロイヤル福岡天神において、安心サポートネット基金規程に基づく第四回運営審議会が開催されました。同審議会は有識者と、当法人の理事により構成され、有識者は、当法人顧問伊藤昌司九州大学名誉教授、石橋敏郎熊本県立大学名誉教授、NPO法人市民のための後見・Iサポート井上月子理事長、社会福祉法人福岡手をつなぐ育成会花田敏秀理事長、糸島市議

会松月よし子議員、それに当法人からは森山理事長、豊留業務部長、大家総務担当、芦谷経理担当が出席のもと活発な審議が行われました。理事長及び経理担当から、令和三年度の事業報告と安心サポート基金の運用実績及び令和四年度事業計画と基金支出の概要について説明がありました。次に、安心サポートの運営の基本方針として、石橋審議会委員長の司会のもと審議が行われ、次の四事項が確認されました。

第一 安心サポートネット基金の当面の支払基準について

主たる当面の支出は、久留米出張所の新設に伴う運営経費、久留米地区の市民後見人育成研修の実施経費等であり、今後の予定は任意後見委任者との懇親会費用である。なお、宗像地区における出張所創設や糸島地区での活動が懸案事項となっている。

第二 デジタル化について

当法人と富士通が、当法人のデジタル化を計画中であり本格導入の場合の運用経費の支弁。

第三 全国のNPO法人との連携

NPOの立ち上げ経費について募集中であるが、支援決定NPOにおける支援経費の支弁。

その他

- ① クラウドファンディングを活用した資金調達について発議があり本部で検討することとした。
- ② 障害者の支援の周知について発議があり、障害者後見研究会で検討することとした。

理事長からは本審議会の審議結果を踏まえ、今後とも地域共生社会の実現に鋭意努力したいとの決意表明がありました。

プロジェクト 関連

第八回委任者との懇親会

任意後見研究会 大家廣明



高齢者・障害者安心サポートネット

二月五日(土)、当法人恒例の任意後見移行型契約を締結しておられる委任者の方々と任意後見研究会メンバーなど当法人会員との懇親会が、「宮崎宮花庭園」で開催されました。

本懇親会は、委任者の方々と職務担当者など会員との相互の絆と信頼を深める趣旨で平成二六年度から開催されており、今回で八回目になります。

開催に当たっては、新型コロナウイルス第七波が沈静化に向かい、全国旅行支援も始まったことなどを踏まえ、昨年に引き続き感染防止策と交通安全に最大限の留意を図り開催することとしたところ、委任者の方々二十九人、当法人会員二十五人の総勢五十四人もの参加を得て、無事に開催することができました。

宮崎宮花庭園は、日本三大八幡宮に数えられる筑前国一宮「宮崎宮」の参道沿いにあります。

午前十一時に集合。当日は、小春日和の快晴で庭園の散策には絶好の心地よい天気に恵まれました。庭園には

野ケイトウ、秋明菊、マーガレットコスモス、ホトトギス、大文字草の花が彩りを添えて綺麗に咲いていました。あいにくもみじは紅葉までには色づいておりませんでした。庭園内では委任者や会員の皆様があちこちで輪になって楽しく談笑したり、和気あいあいと散策したりしていました。

花庭園の見物の後は、ホテルのレストランで和食に舌鼓を打ちました。食事会の冒頭に、森山理事長から、「今年も委任者の皆様のお元気なお姿に接することができて、うれしく思いました。今後とも、高齢者や障害者の方々が安心して生活ができるよう、皆さん方に寄り添った支援をしていきます。」との挨拶があり、食事が始まりました。委任者の方々は食事会での懇談を楽しみにしていた様子で、久しぶりに会った方々とあちらこちらで会話を花が咲き、予定していた時間をオーバーしてお開きとなりました。皆さんは、しばしの別れを惜しんで何回も何回も握手したり、手を振っ

ているのが印象に残りました。

委任者の方々と当法人の会員の懇親会は、相互の交流を深める貴重な機会であるとともに、当法人と委任者の方々と強い絆で結ばれるために大変意義のある催しであると思っておりますので、来年もまたお元気で楽しくお会いできるような企画をしようと気持ちを新たにしました。



宮崎宮・花庭園



リーセントホテル

熊本地区市民後見人 育成研修会開催中!

NPO法人成年後見安心サポートネット熊本は、成年後見制度の活性化を実現するためには、『判断能力の不十分な高齢者や障害者の方々が、何時でも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることのできる地域社会をつくらう』という地域後見の実現が必要であり、その主役は『市民後見人』です。したがって、市民後見人育成と活用が重要な課題です。そのため、次のとおり『第三回市民後見人育成研修』を開催いたします。開催期間は、令和四年一月二三日から五年三月一八日まで、第一・第三土曜日。ただし、二月は二、一八日の土曜日全八回。受講時間は一〇時〜一七時、一日六時間、全四八時間です。会場は熊本県婦人会館になります。応募資格は年齢四〇歳以上。ボランティア活動に熱意があり、成年後見制度分野での活躍を希望する方であれば、国家資格や専門的知識の有無は問いません。

問合せは、熊本局番(〇九六)TEL…二八八一三二九二FAX…二八八一三二九二

安心サポート ネットの文化

第一 市民後見人と しての自己研鑽・鍛錬

会員は、市民後見人として総合的な実力を養うために、後見マインドの涵養を含め自己研鑽と鍛錬に努めること。

第二 支え合いによる 共生社会の実現

社会は、会社員、自営業、認知症高齢者、障害者、生活困窮者など様々な状況の人達で構成されているが、これらの人がお互いに理解し合い、支え合うことによつて、ともに生き生きとした人生を送ることのできる社会をつくらう！

第三 ニーズの把握 とスピード感による 適切な対応

当法人における各種事業の取り組みについては、常に地域住民のニーズを把握して、スピード感と挑戦の心をもって、適切な対応を行うこと。



総務部 樋口 健児

任意後見人等と身元保証人について

質問 当法人と任意後見契約（移行型を含む。）の締結を希望しておられる相談者から、私には施設入所の際の身元保証人がいないので、当法人に身元保証人になってほしいとの要望がなされた場合、どう答えたらよいのでしょうか。

回答 相談者への説明としては、「当法人は、身元保証人にはなれません。ただ、当該施設が公的な介護保険施設であるか否かによつて対応は異なりますが、基本的には、当該施設の管理者に対して、当法人は後見型委任契約の受任者（又は任意後見受任者）、又は任意後見監督人選任後の任意後見人（以下「任意後見人等」という。）の立場にあるということ、そして任意後見人等の

職務内容等を具体的に説明して、任意後見人等の職務内容は、身元保証人の保証する事務を全部網羅していることについて、施設側の理解を得ることによつて、身元保証人がなくとも入所できるよう配慮しています。」との回答で差し支えないと考えます。

二 介護保険施設を始めとする各種施設へ入所するような場合、身元保証人を求められるのが一般的です。その理由は、①施設の利用料の支払い、あるいは入所者が施設等に損害を与えたことに起因する債務の支払いなどの確保、②本人が退所する際、あるいは死亡した際の身柄の引き取り先、あるいは緊急事態が生じた場合の連絡先などの確保、③遺留品・存置物等の引き取り先などの確保のためだと思われまふ。

しかし、成年後見人には身元保証人になる義務はなく、求められても応じる必要はありません。これは、任意後見人等の場合も同様です。

当法人は、任意後見移行型の委任者本人が施設入所に際し、身元保証人をたてることを求められた場合、次のようなスタンスで臨んでいます。

(一) 当該施設が特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院などの公的な施設である場合、身元保証人がいないことをもって入所を拒否する行為については、令和三・一・二五付け厚生労働省令第九号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の四条の二（提供拒否の禁止）において、「指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んで

はならない。」と規定されているのでその旨を説明し、身元保証人なしで入所できないよう折衝し、了解を得ています。

ただ、当法人が任意後見人等であることを明示する意味で、契約書の身元保証人欄には、身元保証人の文字を削除の上、誰々某任意後見受任者（又は任意後見人）と記載して当法人名で署名することとしています。

(二) 次に、当該施設が前記以外の施設（有料老人ホーム等）の場合は、任意後見人等は財産管理及び身上保護の一環として、本人の財産の範囲内で支払い等を行ったり、

本人が退所あるいは死亡した際には身柄を引き取ったり、非常時の場合の緊急連絡先になったり、遺留品・存置物等の引き取りを行うなど、その職務内容を具体的に説明し、任意後見人等が付いていれば、身元保証人は必要ないことについての理解を求めた上で、身元保証人を立てずに施設入所ができるよう折衝して了解を得ています。

なお、この場合も、契約書の身元保証人欄は、移行型契約の締結後、それぞれの契約の効力が生じるまでは、身元保証人の文字を削除の上、誰々某任意後見受任者、と記載して当法人名で署名することとしています。



会員・支援者の広場

移行型任意後見の実践

正会員 石井喬志

Aさんが委任者で九一歳の男性。私が受任者となり、平成二九年（二〇一七年）一〇月に「後見型委任契約及び任意後見契約・公正証書」の契約を締結しました。本契約の委任事務処理には、特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネットが、指導監督する仕組みでスタートしました。

ここに至った経緯は、Aさんと私は四〇年来の家族ぐるみのお付き合いがあり、亡くなられた奥様からは、『Aさんをよろしくお願いします』と言われていました。その数年後、Aさんから「私を後見人に予定しているから」と聞きました。何も考えずに「任せてください」と軽い気持ちで返答しました。その時

期に私は民生委員を務めていました。委員の研修で成年後見制度の講座があり、そこで、初めて「後見人」の何かを知り、軽はずみな返事をしたと恥じました。

家庭裁判所から成年後見開始申立て手引きを取り寄せて、申請書を作成し、Aさんの実像を知ることになりました。Aさんを囲む四面があるならば、正面は、際立つて明るい性格、おしゃれな装い、人付き合いに好感を持っている方。右側は、長年の喫煙で呼吸器機能障害の健康状態。左側は、窮屈でない資産や預貯金の規模です。では、後面は、この先の未来をどのように生きていくか、その支援に後見人がお手伝いすることと思いました。

出来上がった成年後見開始申立ての一件書類を、家庭裁判所に持参すると、Aさんが希望される後見人は、貴方ですが、この申立て書を見る限り、後見人は弁護士になると思います。一度選任されると、変更はできませんので、Aさんにそれでよいかわ確認して下さいとのアドバイスでした。Aさんに事情を話す

と、貴方以外の人に後見をお願いしたくない。『申請は止める』との判断でした。Aさんの私への信頼に応えるべく、当法人元理事に早速ご相談し、Aさんと共に森山理事長への面接と繋がり、その後、Aさんと私との間で、任意後見移行型の契約を締結することが決まり、成年後見申立てをきっぱり断ることにしました。

私は、移行型任意後見契約の効力が生じると、身上保護事務と財産管理事務について一生懸命勉強しました。

月一回の後見実務研修受講と理事各位のご指導で、まがりなりにも半期報告にこぎつけました。職務担当者の立場でAさんに接する中で、森山理事長の指導は、Aさんの意思を尊重し身上保護優先の考え方で、ご本人の身上をよく把握して、本人を支えることでした。Aさんとの面会の度に、どんな人生を送りたいか、考えをお聞きしました。そして終末のことも明るく話題にしました。

Aさんも大変喜んでくれました。法定後見から任意後見移行型に切り替え、後見

人のミスマッチを防ぐことができて、本当に良かったと思っています。

転ばぬ先の杖に感謝！

正会員 恒任フミエ

数年前、当法人の相談窓口にマンションに一人住いたというAという男性（七〇歳）が尋ねてきた。相談の内容は老後に備えて介護施設を物色していたが、どの介護施設も入所するには、施設入所契約の際は、身元保証人と連帯保証人が必要と言われた。Aには身寄りがなく、身元保証を引き受けてくれそうな友人、知人もいないので、大変困って市の相談室に相談した。市の担当者は『NPO法人高齢者・障害者安心サポートネット』に相談したら、と助言してくれた。

そこで、安心サポートネットに相談の結果、当法人の相談者から、当法人を受任者として任意後見移行型の契約を締結したら、当法人が委任者本人の財産管理や身上保護を支援する責任を負

うこととなる。そこで、Aの施設入所の場合でも、当法人が「任意後見受任者」として契約書に署名すれば、身元保証人がなくても、入所契約が出来ますよ、と助言をした。

そこで、早速Aは当法人と任意後見移行型の契約を締結した。その際、この移行型の契約の効力が生じた場合、利用料の支払い、介護サービス、Aが他人や施設に損害を与えたときの賠償、遺体の引き取りから存置物の撤去に至るまですべてについて、当法人が責任を持って処理する旨説明された。これを聞いてAは、大変喜び、すぐに入居を希望する施設入居申込書を取り寄せ、当法人の「任意後見受任者」の添え書をしてもらい、身元保証人等を立てることなく、無事入居できた。

その後、数年が過ぎたある日、Aは施設で脳梗塞を発症、緊急入院となった。そこで、病院から当法人に対し、Aと任意後見移行型の契約をしているので、Aに対する入院後の医療費の支払い等面倒見て欲しいと要請があった。そこで当法人は即座

にAと連絡を取って、任意後見移行型の契約の効力を発効させた後、森山理事長から、同契約に基づきAを支援する職務担当者として私が任命された。

私は、直ちに本人と面接した。本人は集中治療室の治療中で、一か月後、リハビリ治療に移行したが、本人は呂律が回らなく、眩暈がすると言っていて、歩行は杖を使つての移動である。その間、私は、医師の指示に従い、本人にできるだけ寄り添い、治療の手助けに努めた。

また、医療費、生活雑貨等の支払いを行って、病院やケアハウスに迷惑のかからないよう配慮した。やがて本人は快癒して、ケアハウスに戻ることができ、本人はとても喜んだ。

私は、本事件を支援してみても、つくづく感じたことは、もしAが当法人と任意後見移行型の契約を締結していなかったら、ケアハウスに入所出来なかっただろうし、また脳梗塞で緊急入院した後でも十分な治療を受けられないばかりか、手厚い当法人からの支援も受けられ

れなかったかも知れない。そのことを考えると、任意後見移行型の契約は、まさに「転ばぬ先の杖」だと実感した。

成年後見制度の活性化を見直す 今後の課題

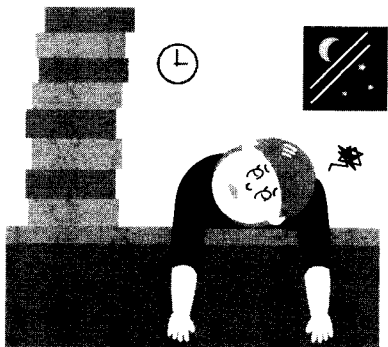
正会員 砂田 孝子

(第五回市民後見育成研修生)

本稿は、第五回市民後見人育成研修における課題研究においての、最優秀者作品として選定された論考である。

「成年後見制度の活性化を目指す」二五周年記念誌を拝読させて頂きました。社会の変化やニーズの変化に、対応するために研鑽を重ねることを繰り返しながら、ここまで来られた歩みを知ることができ、とても勉強になりました。これからの活動に参考にしていきたいと思い、研修に参加できたことを誇りに思いました。

成年後見制度は二〇〇〇年、障がいのある人も家庭や地域社会で暮らせる社会に



しようというノーマライゼーション、本人の残存能力の活用、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守るために、介護保険制度とともにスタートしました。認知症などで判断能力が低下した人たちを支える成年後見制度の利用を促すため、政府は二〇二二年度からの次期基本計画案をまとめた。弁護士ら専門職が勤めることの多い後見人を、親族や市民後見人に交代しやすいようにする「交代制」の推進などが見直しの柱だ。ただ、使い勝手の悪さの解消に向けては、担い手不足など課題も多い。

最高裁の成年後見制度の利用者は二〇年度末時点で、二万三千二百八十七人のうち、僅か一・二%の二六五五人が市民後見人を利用して

いるしか過ぎない。認知症の

高齢者が六〇〇万人と推計されるなか、必要としている人は高齢者だけではない。社会的弱者と言われている人たちもいる中で、利用の低調さが際立つのである。その背景には使い勝手の悪さがある。

後見人は、認知症の高齢者らの財産を管理する代理権がある。制度発足当初は親族が選ばれるケースが多かったが、財産の着服など不正が相次ぎ、専門職が増えたという。家族内の金銭管理に第三者の監視が入ることになるため、家族の戸惑うケースが少なくない。

後見人の報酬は、管理する財産の額に応じて決まる基本報酬と、特別な業務を行ったときに支払われる付加報酬がある。実際の額は、家裁が個別に判断するため、家族は事前に知ることができない。

事前に想定できるようにすることや、業務の負担に応じて報酬を決めることが必要と指摘された。

見直しの柱の一つが後見人の交代の推進だ。不動産取引や相続など、専門知識の必要な場面は専門職の力を借

り、日常生活の支援が中心になった場合、親族や市民後見人に交代する「リレー方式」を想定している。

専門職は日常生活の細かなニーズまで把握するのは難しい。市民後見人や親族に交代することで、生活に密着した支援を受けやすくなる効果が期待される。

市民後見人の割合は一%に過ぎず、普及に重要なのは担い手の確保だ。

市民後見人は、自治体などが地域住民の希望者に、研修を行い、後見人を担ってもらう仕組みだ。当事者のもとへ頻繁に足を運びやすいことなど、日常生活の支援に向いているとされている。「同じ地域に住む住民の目線で、温かみがある支援を受けることが期待される。住民同士がお互いに助け合う仕組みを作っていくことが大事だ。」

介護職員が高齢者の金銭や財産を盗んだり、不正使用したりする「経済的虐待」が後を絶たない。厚生労働省によると、二〇二〇年度は全国で五九人が被害に遭ったと認定されたが、「氷山の一角」とみられる。老人施設に

入居している認知症の高齢者が被害に遭うケースが目立っており、専門家は市民後見制度の利用も選択肢の一つとしている。

厚生労働省によると、介護職員による経済的虐待の被害者は一九年度全国で四一人、二〇年度は五九人。ただ、虐待に気付いた親族や別の職員などからの通報を受けて自治体が認定した人数であるため、担当者は「全てを把握できているわけではなく、氷山の一角」としている。

福岡県では二〇年度までの五年間で一四人の被害が認定され、うち一〇人が日常生活に支障をきたすような認知症を患っていた。

ある有料老人ホームの施設長は認知症の利用者から預かっていた腕時計や指輪など無断で売却をし、男性が滞納していた施設利用料に充てていた。ほかにも訪問介護職員が、認知症の男性の自宅から貴金属を盗んで、質屋で売却するなどしていた。

有料老人ホームでの金銭管理について、国が自治体に示している指針では、入居者

自身が行うことを原則としているが、本人が施設側に依頼したり、認知症などで判断能力が不十分になって身元引受人らが承諾をしたりした場合、施設側が管理することもやむを得ないとしている。

ただ、公益社団法人・全国有料老人ホーム協会（東京）の担当者は「カードを預かり、暗証番号も把握するのはレアケース。やむを得ない場合は小口の現金を預かって買い物をし、収支を身内に報告するのが一般的だ。」とする。

それ以外防止策として、高齢者虐待防止学会理事長の池田弁護士は、市民後見制度の利用を提案する。「施設に入居している認知症の高齢者が預金通帳やキャッシュカードを持っていたら、銀行



に行つて預金の出し入れをしたり、自分の代わりに第三者に依頼したりすることは判断能力の衰えから困難だ。」と指摘。

「判断能力が衰える前に、預金の出し入れを行う権限のある後見人を作る必要がある。」としている。加害者も被害者も出さないためには、不正防止の徹底が重要である。

二二年度から五年間の成年後見制度利用促進基本計画を三月に決定する方針である。

次期基本計画案のポイントは次のとおり

- * 生活の状況に応じた後見人の柔軟な交代の推進
- * 後見人の報酬の見直し
- * 相談窓口の整備
- * 担い手となる市民後見人の確保・育成
- * 不正防止の徹底

成年後見制度は、原則として途中で制度の利用をやめることができない。

これが「利用を躊躇する原因になっており、大きく転換を図るべきだ」との意見。現在の制度でも、後見人を交代

することは可能だが、後見人本人が家庭裁判所に辞任を申し出て、家裁が認めることが条件である。

制度ができて二〇年以上が経過し、認知症の高齢者に対して、利用の低調さ。その背景に使い勝手の悪さなど問題点を見直す時期でもあった。

問題を抱えているのは、認知症の高齢者だけではない。ノーマライゼーション、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産と権利を守らなければならないのである。余裕のない生活をしている人たちが、報酬をどうするのかという問題があり、これからの課題の一つでもある。政府はどのように考えているのか。

このような時期に、この研修を受講できたことに、とても意味を感じる。必然的に活動することの意味しているようにも感じてならないのである。

この研修には、講師の先生方のこれからの制度の改善に、常に貴重なお時間を費やし、より良いものにしていくと、そして、一人でも多くの担い手を増やしていかなければ

とどの思いもあり、努力をされていることを理解できました。

誰もが、明日は保証されておらず、行く道であろうと、そのためにこの制度を使いやすく整備をして、社会的弱者の人たちも尊重され、生きやすい社会にしていけることはとても重要なことであり、その社会作りをしていかなければならない。それには行政とも協力していかなければならないであろう。

その仲間入りをするためには、これからも研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めていき少しでもお役に立てるように努力を惜しまないことだと思う。





賛助会員
本田 勝利 様
坂本 邦子 様
古井 紀子 様

正会員

正会員・賛助会員獲得
有難うございました。
当法人が更に一層充実、発展の道をたどるためには、会員の増強は必須です。新会員獲得に向けて、皆様方の更なるご協力をお願い致します。
(令和四年六月一日～令和四年一〇月三十一日まで)
の新規入会者)

新会員獲得
コーナー
一人一会員獲得
運動推進中

告知板
寄付者紹介(敬称略)

令和四年五月一日～
令和四年一〇月三十一日

△NPO安心サポート福岡受領分▽

筑紫野市 森山 彰 十万円
筑紫野市 日野 淨子 一万五千元
大宰府市 久保田 武則 二百一十円
小郡市 行武 俊康 三千元
宗像市 有田 晴子 一万円
宗像市 伊藤 昌司 三千元
春日市 平山 正明 一万五千元
糟屋郡宇美町 阿部 比呂志 一万円
糟屋郡粕屋町 南 隆一 三千元
那珂川市 古賀 ナツエ 十一万円
福岡市早良区 豊留 一 四万円
福岡市中央区 歩こう会 二万三千四百三十七円
福岡市中央区 山本 和順 四千元

特定非営利活動法人 高齢者・障害者安心サポートネット
令和4年度 貸借対照表

令和4年10月31日現在(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	491,106		
預貯金	14,013,027		
その他流動資産	13,140		
流動資産合計		14,517,273	
2. 固定資産			
特定資産	129,548,253		
損害賠償準備資産	30,467,065		
安心サポートネット基金資産	87,301,034		
障害者支援基金資産	11,780,154		
その他固定資産	321,774		
敷金	260,000		
固定資産合計		130,130,027	
資産合計			144,647,300
II 負債の部			
流動負債			
前受金	5,370,000		
その他流動負債	6,331		
流動負債合計		5,376,331	
負債合計			5,376,331
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産額	140,091,382		
当期正味財産増減額	△ 820,413		
正味財産合計			139,270,969
負債及び正味財産合計			144,647,300

糸島市
恒任 フミエ 二万円
匿名希望 一万円
匿名希望 一万円
匿名希望 七千円
合計 金二百三十七万八千四百三十七円 百三十七円 一六名



(注記)
使途等が制約された寄付金等の内訳は以下の通りです。
当法人の正味財産は139,270,969円ですが、そのうち129,548,253円は損害賠償準備金と安心サポートネット基金事業と障害者支援基金事業に使用される財産です。(期末残高参照)
したがって使途が制約されていない正味財産は9,722,716円です。

内容	期首残高	当期増加額当期減少額	当期増加額当期減少額	期末残高
損害賠償準備金	30,445,681	21,384		30,467,065
安心サポートネット基金事業	87,749,867	2,000,415	2,449,248	87,301,034
障害者支援基金事業	11,780,150	4		11,780,154
合計	129,975,698	2,021,803	2,449,248	129,548,253

正会員、賛助会員募集のお知らせ!

賛助会員を募集!

成年後見人制度の
活性化に尽力する当法人
をご支援願います。

応募詳細はホームページ
に記載しています。

<http://anshin-net.jp/>



正会員を募集!

高齢者の福祉を支える
やり甲斐のあるお仕事です。
心から歓迎します。

法人後見NPO設立支援

設立後 1 年経過し、3 年以内の法人後見 NPO について、その着実な発展と財政基盤の安定化のため
『安心サポートネット基金から資金援助します』奮ってご応募下さい。
詳細は当法人ホームページでご確認下さい。

安心サポートネット・グループ事件処理表 令和4年度10月末日現在

		本部受託				筑紫出張所受託				久留米出張所				合 計		
		本部処理		会員配分		所処理		会員配分		所処理		会員配分		既済	未済	計
		既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済	既済	未済			
第1種	遺産分割協議	0	1			1	2				1			1	4	5
	公正証書遺言	3	0			3	2				1			6	3	9
	法定後見開始申立	0	2			1	7				0			1	9	10
	任意後見契約の締結	1	0			5	0			1	0			7	0	7
	財産管理等契約の締結	1	0			5	0			1	0			7	0	7
	任意後見監督人選任申立	0	0				0							0	0	0
	相続、表示等登記	0	0				1	1	1					1	2	3
	遺言執行者	0	36(4)				77(9)				7			0	120(13)	120(13)
	死後処理	1	38(4)				48(1)			1	3			2	89(5)	91(5)
	その他(講演等)	0	0	3			3	3	2	1	0			8	4	12
合 計		6	77(8)	3	0	16	140(10)	4	2	4	12	0	0	33	231(18)	264(18)

※第1種 () 書きは、取下げ等により年度途中で終了したもの。<内書き>

		就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	就任	未就任	計
第2種	法定後見人受任	44(32)		6(5)		72(54)	0	7(6)		5				134(97)	0	134(97)
	法定後見監督人受任													0	0	0
	任意後見人受任	3(3)	61(19)		1(1)	11(7)	53(7)	2(1)		1(1)	1			17(12)	116(27)	133(39)
	任意後見監督人受任	1(1)				5(4)	0							6(5)	0	6(5)
	財産管理等受任	26(21)	44(11)	1(1)		19(13)	49(9)				2(1)			46(35)	95(21)	141(56)
	その他	32(22)		6(4)		18(13)	1	8(2)						63(41)	1	64(41)
合 計		105(79)	105(30)	13(10)	1(1)	125(91)	103(16)	17(9)		6(1)	3(1)	0	0	266(190)	212(48)	478(238)

※第2種 () 書きは中途死亡、任期満了等により終了したもの。<内書き>



(田中 記)

今年もコロナ禍の中、活動が制限され満足に動けなかった年となりましたが、徐々に制限が解除され、明るい光が見えてきたと感じます。

先日、全国紙で、聴覚障害者の国際スポーツ大会『デフリンピック』の二〇二五年夏季大会の東京開催決定。日本開催は初で、東京では二〇二二年のパラリンピックに続く障害者スポーツの大きな国際大会となるとの記事を見ました。一九二四年から四年に一度開催されてきた大会です。東京開催は、誰一人取り残さない世界の実現へさらなる前進となる〴〵の大会関係者のコメントがありました。

当法人の理念でもある『共生社会』を目指す大会にしたいのだきたいものです。

編集担当として、多くの方にご寄稿いただきましたことを、心から感謝申し上げます。どうぞよい新年をお迎えください。

編集後記